

狛江市長交際費支出基準

平成30年5月29日
市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、行政の円滑な運営と透明性の確保に資するため、市長が市を代表して行う対外的な交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めることにより、適正な職務執行を図ることを目的とする。

(支出の相手方)

第2条 交際費を支出する個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の発展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

(支出項目等)

第3条 交際費は、市長（代理による出席者を含む。）が出席し、市政の運営上真に必要性を有し、かつ、社会通念上儀礼の範囲として認められるもので、別表第1に定めるとおりとし、支出額は必要最低限となるよう努めなければならない。ただし、弔慰に係る交際費については別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、支出金額を秘書広報室長とその都度協議の上決定して支出するものとする。

(領収書等の整備、保管等)

第4条 前条の規定に基づき交際費を支出した場合は、支出に係る領収書等を整備し、保管しなければならない。ただし、領収書等を徴することができないものは、この限りでない。

(公表)

第5条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月15日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定による公表内容は、支出日、事由、支出額、領収書等の有無とする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種別	支出内容	支出限度額
祝金	各種団体の周年記念事業、全国大会等への出場祝等で市を代表して祝意を表す必要がある行事等に対	10,000円

	して支出する。ただし、官公署が主催する場合は支出しない。	
会費	各種団体の総会，懇親会，懇談会，交流会等で飲食を伴うものに対して支出する。	指定された額。ただし，指定がない場合は出席者及び会場を考慮して決定する。その際の支出限度額は10,000円とする。
渉外費	友好都市，各種協定締結都市に対する訪問時又は来訪時の手土産代等	3,000円
	公用の名刺代	実費
見舞金	病気，怪我，災害等の見舞金 市政功労者等が15日以上入院した場合を対象とする。	10,000円

別表第2（第3条関係）

対象者		香典	花輪	備考
市長 副市長 教育長	現職	本人 10,000円	○	弔辞有
		家族 5,000円	○	
市議会議員	元職	本人 10,000円	○	弔辞有 退任後4年以内
		本人 5,000円	○	退任後4年以内
自治功労者 狛江市表彰条例（昭和63年条例第5号） 第7条第1項第2号の規定によるもの	-	本人 10,000円	○	弔辞有
特別職 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定によるもの	現職	本人 10,000円	○	退任後4年以内
		家族 5,000円	-	
	元職	本人 5,000円	○	
特別職 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に該当する非常勤特別職	現職	本人 5,000円	-	

市職員	現職	本人	10,000円	○	
		家族	—	—	弔電対応
	元職	本人	5,000円	—	狛江市職員の表彰に関する規程（平成27年規程第10号）第3条の規定に該当するもの退職後3年以内
関係市区町村長 関係副市区町村長	現職	本人	10,000円	○	

- 1 家族とは、配偶者、実父母、同居の義父母及び子とする。
- 2 花輪とは、花輪及び生花とし、15,000円程度のものとする。